

平成21年第4回砂川市議会臨時会

平成21年10月28日（水曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
矢野 裕司議員
吉浦やす子議員
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
自 10月28日
至 10月28日 1日間
- 日程第 3 議案第 1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算

○出席議員（14名）

議長	北谷文夫君	副議長	東英男君
議員	矢野裕司君	議員	武田圭介君
	増田吉章君		飯澤明彦君
	中江清美君		吉浦やす子君
	一ノ瀬弘昭君		尾崎静夫君
	土田政己君		辻 勲君
	小黒 弘君		沢田広志君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	菊谷勝利
砂川市教育委員会委員長	柴田良一
砂川市監査委員	奥山昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

市立病院長	小熊豊
総務部長 兼会計管理者	善岡雅文
市民部長	井上克也
経済部長	栗井久司
建設部長	西野孝行
建設部技監	金田芳一
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局技監	中村俊夫
総務課長	古木信繁
広報広聴課長	湯浅克己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	四反田孝治
教育次長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	角丸誠一
事務局次長	加茂谷和夫
庶務係長	佐々木純人
議事係長	石川早苗

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから平成21年第4回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 北谷文夫君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、矢野裕司議員及び吉浦やす子議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 北谷文夫君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、10月28日の1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第3、議案第1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算を議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 議案第1号 平成21年度砂川市一般会計補正予算についてご説明をいたします。

今回の補正は、第5号であります。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,419万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ110億2,752万7,000円とするものでございます。

初めに、10ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の473万1,000円の減額は、財政調整基金で財源調整するものであります。

12ページ、4款衛生費、1項2目予防費で一つ丸、感染症予防に要する経費の新型インフルエンザワクチン接種費扶助1,892万4,000円の補正は、国では新型インフルエンザ対策の一環として、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的に、10月下旬から新型インフルエンザワクチンの接種を行うこととしております。接種に当たっては、ワクチンの生産量に限りがあることから、優先順位を設定し、国と契約した医療機関において、順次希望する者に対して実施するものであります。砂川市におきましても、国の指針に基づき、接種費用は受託医療機関において実費相当額を徴収することとなりますが、優先接種対象者のうち生活保護世帯、市民税非課税世帯の者の費用負担については対象者3,077人を想定し、全額免除を行うものであります。なお、優先接種対象者は優先順位順に、インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者、救急隊員を含む。次に、妊婦及び基礎疾患を有する者、この基礎疾患につきましては慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、糖尿病等でございます。次に、1歳から小学校3年生に相当する年齢の者、次に1歳未満児等の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種を受けられない者の保護者等、次に小学校4年生以上中学生、高校生に相当する年齢の者及び65歳以上の高齢者となっております。

歳入については、5ページ、総括で説明をいたします。15款道支出金1,419万3,000円の補正は、国、道の負担合わせて4分の3を道支出金として交付を受けるものであります。なお、市負担分4分の1につきましては、特別交付税で措置される予定となっております。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） おはようございます。それでは、ただいま議案として上程されている補正予算について質疑を行ってまいります。今回質疑ということで、非常に項目が多いものですから、若干いつもよりはゆっくり目にお話ししたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、今回の扶助対象者数をどれほど見積もっているのか。その際に、第1陣として11月の初めから接種を受けられる優先対象者数はどれぐらいいるのかわかれば、あわせて教えていただきたいと思います。

次に、金銭的な理由だけでなく、本来であれば妊婦や小児、あるいは基礎疾患のあるようなリスクの高い人に対する扶助というのであれば、罹患時の重症化予防という予防接種の目的を一層十分に達成することができたと思われませんが、その辺について国や北海道との補助金の関係上、今回扶助の対象となった生活保護世帯や住民税非課税世帯に限定しなければならないものであったのかどうかお伺いします。

次に、今回の扶助費を予算化するに当たって、接種率をどれほどと考慮した上での予算編成となっているのか。できれば、過去の季節性インフルエンザ等の接種率と比較してどうなのかということを含めてお伺いしたいと思います。

次に、実際に接種が可能となる今後のスケジュールについて、いつごろ具体的なものとなっていくのか、実施時期が近いだけに、おおよその目安を教えてくださいたいと思います。また、予算を通して終わりではなく、ワクチン確保など医療機関の受け入れ体制についても、情報交換と連携をした上での予算の提出となっているのかどうか確認したいと思います。

次に、扶助された者は、接種について国と契約した医療機関であれば、自由に医療機関を選ぶことができるのかどうか。その際の扶助費の流れを教えてくださいたいと思います。要扶助者に対する現金給付なのか、それとも医療機関に対する直接支払いなのかということもあわせてお答えいただければ幸いです。

次に、金銭的なものを言えば、今回の扶助の対象とならない世帯であっても、1回目の接種をする者は1回3,600円、同一医療機関で2回目の接種をする者は2,550円で、世帯により1人当たり3,600円と6,150円を負担する世帯もあらわれますが、世帯を構成する人員が多ければ、家計に対する負担が上昇します。今後の接種状況などを見きわめ、全額は無理でも、例えば定額に1人1,000円ならば1,000円、500円ならば500円というように一部自己負担金を求め、それ以外について砂川市が扶助するというような砂川市独自の扶助をふやす考えがないのかどうかを伺います。

次に、これからが大流行の本番だとも言われている新型インフルエンザについて、今回の扶助費には国や北海道の補助金も入っていますが、現在上程されている予算について、その扶助の対象となる期間は年度末である明年3月までであるということでもいいのかどうかということをお伺いします。そして、3月以降も新型インフルエンザの流行が終息しないようであった場合、国や北海道の補助が入らなくても砂川市独自で扶助事業の継続の可能性があるのかどうか伺います。

最後に、扶助の有無にかかわらず、予防接種については過去にさまざまな予防接種禍が引き起こされたこともあり、予防接種を受けない方も出てくると考えられます。予防接種については、強制的にしなければならぬものではありませんので、扶助を出す機会にあわせて今後の市内において勧奨と啓発をどのように行っていくのか伺います。

以上のことをお伺いして、1回目の質疑とします。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 整理しますと、9点ほどご質問があったのかなというふうに思っております。

まず、1点目で、対象者数はどれぐらいかということですが、提案説明で総務部長申し上げましたとおり、優先対象としては3,077名ということにとらえております。

これにつきましては、優先対象者それぞれの区分がありますけれども、合計で3,077名ととらえております。

続きまして、2点目のリスクが高い、そういった方に対する補助であるというふうなことで、この関係からいうと、北海道あるいは国ともいろいろ連携あるいは要望する中で、軽減負担の対象者の範囲というのがどうだったのだろうということだと思っております。これにつきましては、ご承知のとおり国においても、この新型インフルエンザワクチンの対応ということでは、新型であるがゆえにいろんな厚生労働省中心に、あるいは医師関係者中心に今議論されて、そして今日に至っているわけですがけれども、情報といたしましても本当に10月の22日にやっと接種回数をどうするのだというようなことで、接種回数については医療従事者は1回、それ以外の方は2回というふうに10月22日に回数がやっと落ちついたと。それについて市町村に流れてきたのは今週月曜日であります。そのようなことから、かなり期間があるようで、またないようでといいますか、発症自体はかなりありましたけれども、ワクチン接種に関してはどうするかということは、短期間で国のほうでいろいろ方策を練ったというようなことであります。そのときに今申し上げました軽減措置といたしまして、国としては市町村が非課税世帯、そしてまた生活保護世帯、それらの優先対象者について無料とするのであれば、国は2分の1、道は4分の1、そして市町村は4分の1というふうな負担割合で示されたということですから、砂川市においても国のそういった方針に基づいて実施しようとするものであります。

また、従来の季節性インフルエンザとの接種率の関係でありますけれども、これにつきましては予防接種法によりまして、砂川市といたしましては65歳の方々について自己負担幾らか求める中で市の助成しているという状況でありまして、通常一般の方がどれだけインフルエンザを接種しているのかという状況についてはすべて把握することができていない状況でございますので、季節性インフルが通常接種率何%かというのはこの場では申し上げられませんが、ただ、いずれにいたしましても、この季節性インフルエンザとの関係で申し上げますと、あくまでも新型と従来の季節性インフルは別物ということで、季節性のインフルエンザを接種したからといって新型に、接種したものに変わるというものではなく、全く別物ということでございます。

それから、4点目に、今後の大まかな日程でありますけれども、先ほど優先対象者ということでご説明いたしましたけれども、医療従事者につきましては今月10月23日からそれぞれ接種を受けております。また、次の関係では妊婦、そして基礎疾患を有する者、基礎疾患を有する者におきましても最優先的に接種する方と、基礎疾患を有しているけれども、最優先ではないと2区分があるのですけれども、その区分につきましては各医療機関に国からの方針が出されておりました、そこは医師が判断することになりますけれども、妊婦、基礎疾患を有する者については11月2日に予約を開始いたしまして、11月の16日から接種をするという予定であります。この日程につきましても昨日保健所のほ

うからやられてきました。妊婦、基礎疾患を有する者については、11月2日から予約を開始して、11月16日からということでございます。この後の説明につきましては、予約日は除きますけれども、続きまして1歳から就学前の幼児につきましては12月の上旬を予定しております。1歳から就学前の幼児については12月の上旬を予定しています。小学生の1年生から3年生までにつきましては12月の中旬を予定しております。次に、1歳未満児の保護者等ということでありましては1歳未満ですから、やはりワクチン接種するのにはいろいろ問題があるというようなことから、その保護者について対象としよう、優先しようということになります。1歳未満児の保護者等、これにつきましては1月の上旬です。1月の上旬から接種が始まります。また、小学生の4年生から6年生、小学校の4年生から6年生、そして中学生、高校生、そして65歳以上の高齢者、これらにつきましては1月の中旬からを予定しています。小学校の4年生から6年生、中学生、高校生、そして65歳以上の高齢者については1月の中旬からという日程でございます。これらにつきましても常時国のほう、そしてまた道と調整いたしまして、道からこういった日程が示されてくるという状況でございます。

続きまして、医療機関の受け入れ体制でございますけれども、これにつきましては砂川市内には市立病院あるいは慈恵会病院を含めまして8医療機関がございますけれども、これら砂川の市内の医療機関、あるいは2市4町で構成いたします空知医師会に加盟する医療機関、これらにつきましては北海道の医師会が国と契約をいたしております。そして、これらの病院、医院についてはそれぞれ道の医師会に委任をしているというようなことから、医療機関についてはほぼすべての病院、医院について、ただ新聞報道等によりますと必ずしも100%ではないという書き方をしていますけれども、おおむねすべての内科、小児科、そういった病院、医院につきましては接種ができるという状況であります。ただし、広報といたしましては、やはり市内の方はやはり市内の病院、医院を紹介というか、広報でお知らせして、通常余りない、ケースとしてはないでしょうけれども、長期的に他の市町の病院に入院している例えば65歳以上の方はどうするのだとか、そういった問題があるかと思えます。これにつきましては、お金の流れからいいますと、代理受領ということで、そういった指定された医療機関と契約をいたしまして、それぞれ該当する世帯については無料で接種して、そして契約する病院のほうから市のほうに代金を請求して、市が支払うと。また、今言いました市外での接種ということになりますと、これは広報で周知いたしますけれども、一時立てかえをして領収書、そしてまた必ず発行しなければならない、医療機関で発行しなければならない接種済み証、これを持参して、市のほうで現金払いをするというようなことで事業を行ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、7点目だと思います。対象とならない者ということですから、優先接種の該当には、対象にはなるのだけれども、課税世帯であるというようなことから軽減措置、免除が受けられないということの考え方の中で、例えば自己負担、定額500円なり1、

000円なりは負担していただくけれども、その他の、それ以外の負担については市で見る考えはないのかということでございます。整理をいたしますと、優先対象者の中にも課税世帯と非課税世帯があって、非課税世帯については国、道、そして市でもって全額助成をするのだけれども、非課税世帯については一切助成はしないという考え方でありまして、これにつきましては私どものほうでも管内のいろいろ助成状況等も調査をいたしました。その調査によりますと、空知の関係では町でそういった全額補助をする、あるいは1回につき1,000円を補助するというケースもございまして、空知10市で申し上げますと、歌志内市と赤平市がそれぞれ減額をする、課税世帯についてもそういった助成制度をするという状況でございますけれども、残る市においては国の基準どおりという各市の状況であります。そこで、この考え方でありまして、今回のこのワクチン接種につきましては、国が実施主体となつて、予防接種法に基づいて行う事業でありまして、その予防接種法の中でそういった軽減措置が図られるというものがございまして、そういった中で実施主体である国の方針としては、非課税世帯、そして生活保護世帯、それらを対象に実施していくという方針で、そのほかに市町村の裁量で範囲を拡大してということも認められておりますけれども、今回の事業につきましては国の実施主体である方針に基づいて砂川市も実施しようという観点から、国の方針どおりというふうに対象者についても考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、明年3月までという日程でございます。先ほど申し上げましたそれぞれ接種開始予定日がこの11月の16日から12月、そして1月、最終的には1月の中旬ということで、3月までにこれらの対象者については優先的に日程を区切って、3月末にはということですから、先ほど最後のグループでございまして小学校4年生から6年生、中学生、高校生、そして65歳以上の高齢者が1月中旬から3月末までに接種を受けるというふうな予定になっておりますけれども、これにつきましては現在市町村に流れてくる情報といたしましては、やはりこの計画どおりにひとつ接種していきたい。というのは、やはり新聞でも報じられておりますけれども、ワクチンの量でございます。全国では5,400万人がこの優先対象ということに該当いたしますけれども、ワクチンにつきましては国内だけでは生産がおぼつかないというようなことから、国内で2,700万人分、輸入として5,000万人分ということですから、合わせて7,700万人分は確保されております。全国5,400万人に対しまして、確保は7,700万人、それから必ずしもこの対象者がすべて接種をするかといえば、仮に既にかかった方もおられます。そういった方についてはワクチン接種は必要ないという、そういった判断を下されておる中で、確保している量からいけばまだもう少し余裕あるのですけれども、国としてはこの優先対象者をまずして、それ以降の優先に該当しない方についての接種についてはどうするのかという方針についてはまだ決めておりません。したがって、これらについては今後の動向を見て市として、当然道の指導が入ってきますけれども、道の指導のもとに市町村も国の方針に従って実施

をしていきたいというふうに考えておりますので、まずはこの優先対象者、そういうことについては、現段階では未定という状況でございます。

続きまして、受ける人、受けない人それぞれおりますけれども、やはり市として少しでも接種率を上げるといいますか、受けていただくという考え方からどうなのだという事でございますけれども、これらも国、道のそういった考え方でございますけれども、市町村においては当然今申し上げました接種場所、医療機関を確保する、そしてまた市民に的確に周知をする、そして軽減措置を行う場合は適正に軽減措置を行う、この3つが国の方針が示された市町村の今回の役割なのでありますけれども、そこで考え方といたしましては、あくまでもこの新型インフルエンザのワクチン接種については自己判断、お子さんであれば当然保護者判断になりますけれども、自己判断という考え方でありまして、これにつきましては、副作用等のそういった検証されていないというようなことから、あくまでも自己判断という中で、市町村が広報等を通じて、ぜひ受けてくださいといったような広報は慎んでくださいという北海道からの指導もあるところでございます。したがって、市町村は的確にこういったスケジュール、あるいは医療機関、そういったあるいは相談、そういったものに応じるということで、勧奨するという立場にはないというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 最初の提案説明と今の答弁いただいたときに、私の質疑の仕方が悪かったのかもしれませんが、3,077名というのは優先対象者というような言い方をされていたと思うのですけれども、確認ですけれども、これは3,077名というのが今回の扶助対象者総数ということによろしいということですね。私が聞きたかったのは、扶助対象者となる人はどれぐらいいて、その中で生活保護世帯ですとか、非課税の世帯ですとかの総数がどれぐらいいるのかということが聞きたかったのですけれども、それは確認で3,077名がそうなのかということを再度確認ということでお伺いしたいと思います。

それと、接種率について把握していないということであったのですけれども、これも各自治体によっていろいろ統計をとっていたり、統計をとっていなかったり、自治体の、あと住民意識の観点から高かったり、低かったりとあるのですが、今回当然この予算を組むに当たっては国や北海道からの補助もいただくわけですから、こちらから補助の申請をしたと思うのですが、その中で対象者数が決まっていますよね。対象者、先ほどの答弁にもありましたように対象者の全員が多分接種を受けるわけではないと思うのです。ある程度接種率というものを見ておかなければ、額というのも確定できないと思ったのですけれども、季節性のインフルエンザ等の接種率の比較云々という話はいいのですが、そういったことは実際の補助金を申請するに当たって考慮されていなかったのかどうかということを確認としてお伺いしたいわけです。それを再度質疑として確認、再質疑としてお伺いいたします。

それから、具体的なスケジュールについてはわかりました。お金の流れなのですから、これは市内の医療機関で接種を受けられた場合には、その医療機関から直接市のほうにですか、請求が来るといった考えでよろしいということですよ。ですので、市に請求が来た段階で、市から医療機関に対してお金が支払われると。ところが、市外の場合は一度全額、市外の医療機関で接種を受けられた方は一度全額その医療機関に自分で立てかえ払いをなささいということですから、余りケースとしてはあり得ないというお話もありましたけれども、先ほど答弁の中でもあったように住民票はまだ残っていても、別の医療機関に入院されているとかという可能性もありますし、そこでの接種ということも考えられることなので、その辺の周知というのがどういうふうになされていくのかな。できれば、市内の医療機関を使ってくださいということはおっしゃられていたのですけれども、一番最後の肝心の予防接種の周知のところをよくわからないのが、これだけ新型インフルエンザが大流行していて、重症化を防ぐために国が予算を組んでやっているのに、接種の勧奨ということとはしないようにというようなお話があったということが何かちょっとしっくりこないのですけれども、それは砂川市の単独の考えではないと思いますので、その辺の経緯というか、なぜなのかということをもう一回目の答弁以上にもうちょっと詳細にわかれば教えていただきたいなと。というのは、やはりこういったものは飛沫で感染したり、空気感染したりするものですから、結局目に見えないところで感染。感染源となり得る人たちが行動してしまうと、ますます被害は広がっていくのです。強制的な接種というのは、先ほど言いましたように過去にいろんな予防接種における予防接種禍というものがある、悲劇が繰り返されてきたわけですから、できないにしても、少なくとも勧奨はした上で、それで受けるか、受けないかは自己の判断でしてくださいといったことは、私はできるのではないのかなというふうに思います。これは、指導があったから、必ずしも従わなければならないというものではないのですけれども、近隣、この管内で十分なのですけれども、近隣の動向等含めてもしわかれば、それもあわせて教えていただきたいなというふうに思います。

それから、再質疑の最後ですけれども、これは福祉灯油とかと違って、経済的な話だけでくられる話ではないと思うのです。というのは、福祉灯油みたいなものであれば、経済的に苦しい方に対しての全額補助とかということで生活を助けるという意味合いはわかるのですが、今回国はいろんな妊婦さんとか、子供たちとか、お年寄りとか優先順位を定めています。そういった方というのは、先ほどの答弁にもあったように必ずしも今回の扶助の対象となり得る範囲から外れている方もいらっしゃるのですが、やはりインフルエンザに罹患されて、それで重症化する可能性だって十分あるわけです。そういった中で、今回国からの補正はそういった形で指導は来たのかもしれないのですけれども、それにあわせてやはり砂川市民の保健福祉ということを考えれば、やっぱり納税者あつての砂川市は今運営されているわけですから、そういった納税者のことを考えるならば、今回の扶助と

というのは生活保護とか、市民税の非課税世帯だけではなくて、今すぐできないにしても、今後はその動向を見ながら、やはりそういった優先順位の高い人。それは、所得にかかわらずという意味です。健康に関することです。そういった取り組みということはやはり検討していくべきではないのかなというふうに思うので、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 1回目の答弁で答弁漏れがございました。今回の予算措置、そしてまた負担軽減に該当する方は3,077名でありますけれども、その課税世帯、いわゆる全体で何名なのだという人数につきましては、1万353名というふうに把握しております。全体でこの優先順位に該当する市民は1万353名、うち非課税世帯、そして生活保護世帯ということで、軽減の対象は3,077名ということでございますから、対象者の29.7%の方が助成の対象になるということでございます。また、先ほどインフルエンザの関係での接種率はどうかということでありまして、私のほうも全体の把握はできないというお話はしましたけれども、去年の実績でありますけれども、65歳以上の方については44%が季節性インフルエンザの接種を受けているという状況で、1回目の答弁のとおり全体はわかりません。ただし、その65歳以上については44%の方が季節性インフルエンザを接種しているという状況であります。今回2回目の質問でありますけれども、接種しない方もいるだろうというようなことで3,077名の予算措置をしておりますけれども、これについては対象と考えられる方すべての方が接種を受けるという予算措置はしております。ただ、当然国なりの申請につきましては実績に応じた申請となりますから、それによって実績に応じた申請するので、予算措置は対象者すべてだと、その後の補助申請等については当然実績で報告すると、申請するということになります。

また、市内と市外で受診した場合の再度のご質問でございます。これにつきましては、繰り返しになりますけれども、市内での医療機関での受診、この場合については本人は、軽減に該当する方については一切支払うことはない。その分については、医療機関が市のほうに請求して、市が医療機関に支払うというシステムでございますし、また市外の医療機関であれば、それについては市となかなか近隣も含めて道内の病院と契約するというところは、これは非常に難しいところでございますので、これについてはご本人が、接種される方が一度立てかえをして、そして領収書と必要な接種済み証、これを市のほうに持っていただいて、市がご本人に現金で支払うという支払い方法でございます。

また、この辺の周知の関係でございますけれども、当然ご質問ありました総体的な流れ、あるいはスケジュール、そしてまた今言いました市内で受けた場合、市外で受けた場合、これらのことについては11月1日の広報すながわにしっかりと折り込んで、しっかり読んでいただきたくて折り込んで、市民の方にお知らせをするということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、先ほど私のほうで、市のほうでやはり勧奨して、少しでもやっぱり接種率高めるべきでないかというふうなお話でしたが、再度のご質問でございますけれども、今回の新型インフルエンザでございますけれども、位置づけといたしましては季節性インフルで65歳以上の方、あるいは幼児、児童にそれぞれ法定で義務づけられている接種、これらについてはあくまでも法定接種でございますけれども、今回のインフルエンザの位置づけは任意接種であります。あくまでも自己判断ということでございます。当然法定の接種であれば、市のほうもそういった市民の方々について接種受けるべく、やはり広報等を通じてやっぱり勧奨するという立場にございますけれども、これについては任意接種ということで、これは先ほどの繰り返しになりますけれども、あくまで任意接種については自己判断というようなことから、市としてはしっかりとした予定、あるいは今申し上げましたお金の流れ、あるいはどこで受けられるかと、そういったことをしっかり市民周知をするというのが市町村の事務の役割というふうになっておりますので、あえてそこを超えて、ぜひ受けてくださいというふうな広報の立場にはないということでご理解を賜りたいと存じます。

また、最後でございますけれども、やはり市が助成する対象の範囲、これを拡大できないかということでございますけれども、これについては課税、非課税関係なく、やはりそれぞれの優先でいけば、妊婦の方、あるいは幼児の方、最後には小学校の高学年、そして中学生、高校生、そして65歳以上の高齢者というふうになっておりますけれども、これらについてはやはりリスクが高いので、それぞれ優先順位でいきますという中では、ある程度そういった経済面は含めないで優先範囲が決められておりますから、そうした場合やっぱり市としてもというお考えでのご質問かと思っておりますけれども、1回目のご答弁申し上げましたとおり、これはやはり実施主体が国であるという原則、そこから国の方針に基づいていくとありますけれども、仮にすべての方にとということになりますと、金額的にはかなり市の負担も出てきます。そしてまた、これについては自己判断ということでございます。そういったこともございますので、市としては国の方針で、ここについては軽減措置だという方についてはしっかりとそういった措置はいたしますけれども、国で示されていない、以外の範囲の方については、自己判断の中でそれぞれ接種を受けていただきたいと、受けていただくという考え方でございます。

それから、1点私のほうで、市外で接種をした方については一度立てかえてもらって、市がご本人に払うということでお話ししましたけれども、その際は原則口座振り込みで支払うという予定をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 (登壇) おおむね武田議員の質疑によってわかってきたことが多いので、重複しないような形で、再度確認の意味も含めて質疑をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、第1点目でありますけれども、これちょっと単純なことなのですけれども、この際なので、ちょっとお聞かせいただきたいと思うのは、提案説明でもありましたけれども、国と契約した医療機関というふうに表現されていたのですけれども、私のちょっと認識は単に医療法人として国から認可を受けているというものがいわゆる国と契約する医療機関なのかなというふうな気していたのですけれども、これ改めて市内には8つの医療機関が対象となっているようですけれども、改めてこれ、このことに限って、このことというのは新型インフルエンザの予防接種ですけれども、そのワクチンの入手も含めて、新たにこれ国と契約するものなのかどうなのかということをお伺いして確認の意味で、最初にちょっとお伺いしておきたいと思います。

それと、対象者数の関係ですけれども、市内全体では優先順位に入っている方が1万人以上、人口の半分、約半分以上なのだと思うのですけれども、その中で提案説明にもありましたとおり3,077人の方が今回の施策といいますか、これの該当者だよという答弁だったかなというふうに思っていますけれども、この対象者数というのを実際どのように試算したのかということをお伺いしたいと思うのです。というのは、これまでは例えば福祉灯油や何かのときもそうだったのだろうと思うのだけれども、所得を調査しなければいけないという部分においては、なかなか難しい部分があったのかなというふうにちょっと思って、考えているのです。ましてや今回の場合基礎疾患があるのかどうか、あるいは妊婦であるかどうかとか、年齢でいけば簡単なことですが、基礎疾患どうのという部分でいけば、これはちょっと簡単なことではないなというふうに思っています。というのは、実は私も所得は別としまして、その優先順位に入っているのだけれども、果たして本当にこの1万人以上の中に入っていて、その中からきちんと僕が除外された中で三千幾らというふうな試算なのかどうなのかということです。というのは、なぜそのことをお聞きしたいかというと、実際に医療機関に行くなり、予約するなりの段階での手続として、所得がこうだよと、非課税なのだよと、そして基礎疾患もこうなのだよという説明なり証明をせずしてできるのかどうかということ、その辺のところをもうちょっと確認しておきたいなというふうに思うものですから、ちょっと確認の意味も含めてお伺いしておきたいと思います。

それと、最後です。武田議員の質疑に対する答弁で、それぞれ11月2日から基礎疾患を有する方では、例えば11月16日に開始しますよとかというスケジュールが答弁されたわけですが、最終的には3月末までに完了したいという答弁だったかなというふうに思うのですけれども、さきの接種率の関係もありましたけれども、そのスケジュール的に余裕があった場合には前倒しした中で行われていくのかどうかということを確認したいと思います。というのは、冬に向かって、もうこの時期ですから、もう11月に入ります。そんな中で、できれば早いうちに受けてもらって予防。予防という観点からすれば、実際になってしまう、3月まで待っていたら、なって、インフルエンザにかかってしま

うという場合もちょっと想定されるのではないかなというふうに思うものですから、その辺のスケジュールの変更等々がその状況、状況、そのケースによって前倒し等々が可能なかどうかということをお伺いしておきたいなというふうに思っています。

以上、以上お伺いして、1回目の質疑といたします。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 医療機関の関係で、国との契約でありますけれども、これについては先ほど申し上げましたとおり、今回の実施主体は国であります。国が医療機関と契約をする。契約した医療機関につきましては、今回受託医療機関ということで指定されるということでありますけれども、この契約を個々に1医療機関ごとということではなくて、今回の場合は北海道の医師会がそれぞれ契約をする。その際に委任をしていただけですかということで、北海道医師会に市内であれば8医療機関が委任をいたしまして、北海道医師会が代表して国と契約をして、そしてそれぞれの市町村の医療機関については受託医療機関というふうになっています。恐らくということで申しわけありませんけれども、やはり100%いきそうではないという中には、やはりどうしてもやっぱり医師の判断といいますか、やはりこれまでのデータがないという中で、やっぱりそこまでしっかりと接種するのだというところに至らないところもあるのかもしれないし、またそのことで混雑をするというか、かなり医療機関の規模によりますけれども、そんなこともあって必ずしも100%ではないというふうに聞いておりますけれども、おおむね北海道であれば、道医師会がかわって国と契約をして、それぞれ受託医療機関というふうになってございます。

続きまして、対象者1万353名ということにとらえました。これについてどのようなことでこの把握したのだということでございます。これにつきましては、今回国のほうからこれら優先順位に該当する医療従事者、あるいは妊婦、あるいは基礎疾患を有する者の中では国から算定割合が示されております。それをもとに、うちのこういう方は対象ですよという中で、国のほうとしても道内ではどれぐらいがいて、ワクチンについてはどれぐらいの量を確保してということになるのですけれども、ただ市のほうも国から示されたとはいえ、当然65歳以上の高齢者でありますとか、あるいは妊婦でありますとか、あるいは小学校の小学生、中学生、高校生、これらについては実数把握できますので、それらの方についてすべて予算措置対象として見込んでおります。ただ、1点、基礎疾患ということで考えますと、これにつきましては提案説明の中にもありましたけれども、基礎疾患とは慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、慢性肝疾患、肝臓疾患、神経疾患、それから血液疾患、糖尿病、これらが一応基礎疾患を有する者というのに該当するのですけれども、これらについては国のほうでおおむね人口の7%を見込んでくださいというようなことがございましたけれども、うちのほうといたしましてもそれらを基本に、ただ地域事情といたしましてはやはり高齢者が多いというようなことから、それらについては割合的にはそ

れを高めて、それぞれ対象者をとらえたという状況であります。

続きまして、3点目、最後でありますけれども、最終的には3月末というスケジュールの中で前倒しがあるのかと、スケジュールの変更があるのかということでございますけれども、これについては各医療機関は接種の状況、これらについては保健所のほうに必ず報告することとしております。そうした中で保健所といたしましても、北海道としまして、それらのスケジュールが前倒しできるものなのかどうかという検討する。その際には、当然前倒しする以上はワクチンが必ず確保されるのかということ、それらについては当然北海道が全国的な中で北海道としての配分を受けるわけでございますけれども、その辺のスケジュールの変更についてはあり得ると。ただし、それについてはあくまでも接種状況を保健所に報告をし、北海道が集約をし、そして国のほうから北海道に配分されるワクチンの量、これを勘案して、でも国としてもやはりそのスケジュールどおりにやっぱりいく中で、前倒しもあり得るのでないかというふうな報道もされているところであります。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 それぞれご答弁いただきましたので、大枠わかりました。そんな中で3,077人というのが一人一人調査しての積み重ねの3,077人ではなくて、いわゆる国が示した人口に対する割合だとか、そういったことをもとに計算をし、さらに砂川市の人口などに当てはめて、より正確に近づけた数字が3,077人だというふうに理解したのですけれども、それで間違いはないかどうかなのですけれども、というのはそうでなければ予約なり、実際に予防接種を受けたいのだということで医療機関に行った際に、いや、私が非課税なのですよとか、生活保護の受給者なのですよというのを一回一回証明しなければならないことになると思うのですけれども、その辺の実際の手続が実際どうなるのかということをお聞きしたかったものだから、どういうふうに試算されているのか、その根拠をお伺いしたかったわけなのです。そういったことでちょっとその辺もうちょっと詳しく教えていただければなというふうに思っています。

それと、前倒しの件は臨機応変にといいますか、現時点であくまでもスケジュールどおりにいくのだよというものではないと、場合によってはそういったこともあり得るということで押さえて、押さえましたので、今後そういう状況が発生した場合には、広報すながわ等々を使ってそれぞれ周知、あるいは医療機関からの説明等々をしていただきたいというふうに思います。

ちょっとその受けるに当たっての制度上適用になるかどうかの医療機関に対する、何と申しますか、手続のことでちょっとお伺いします。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 軽減の該当になる方の関係でございますけれども、これにつきましては11月1日に先ほど申し上げました別紙の折り込みの広報で詳しくそこについて

も市民の方にお知らせをすると。その中でそういった非課税世帯の方については、こういう手続をしてくださいということも当然その広報でお知らせをいたします。非課税世帯の方については、こういう手続が必要ですよということも広報で周知をして、お知らせをしてまいりたいと考えております。中身、内容でありますけれども、非課税世帯の方につきましては、申請をしていただきましたら市のほうで新型インフルエンザワクチン接種無料対象者券ということで、券を2枚お渡しすることになります。その券を持って医療機関へ行ってということで、医療機関のほうではその券をもとにお金を徴収する、徴収しない、そして市のほうへ請求するというふうな段取りになります。したがって、医療機関から市のほうに請求する際には、ただいま申し上げました無料対象者券、これを添付して、市のほうに名簿とともに請求していただいて、市が支払うということになってまいります。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 今ちょっとこれまでちょっと勝手に個人が医療機関に行けばいいのかなというふうにちょっと、今まで券の話がなかったので、そういうふうにちょっと認識していたのですけれども、ちょっとおさらいといいますか、整理すると、あくまでも一度市のほうに申請を上げて、市からこの人は生保の関係ですよとか、非課税ですよとかということが認められて、券を発行されてからの医療機関に行くということではないのでしょうか。ちょっと今までの質疑等々に対する答弁、あるいは提案説明では、ちょっとそのようなことがちょっとなかったもので、どういう流れになるのかちょっと不透明だったのですけれども、そういう私今言ったことで間違いなければ、確認とさせていただければと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 答弁足らずで申しわけありません。

ただいま申し上げましたとおり、そういった助成の対象になる方、生活保護世帯、そして非課税世帯に該当する優先対象者の方については市のほうで、市のほうに申請をしていただいて、それで市のほうは該当する方については対象者券を発行して、それを持って医療機関で接種を受けるということになります。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

質疑を続けます。

小黑弘議員。

○小黑 弘議員 (登壇) 何点かお伺いをしたいと思うのですけれども、まず確認なのですけれども、今部長の答弁を聞いていますと、この予防接種に関しては国が主体とおっ

しゃりながら、実は予防接種法に基づいているというようなご答弁があったのですが、これはその両方は成り立たないのです。成り立たないと言うのは変ですけども、予防接種法に基づいているのであれば都道府県か市町村が主体になるのだらうと思うのですけれども、ところが答弁の中では国が主体ということになっているので、その辺のところをどう整合性がとれるのかをまずちょっとお伺いをしたいのです。本当はここで一回下がって、予防接種法だったら話が変わってくるのです、今までの話が。ですから、といっても3回ですから、ほかのこともちょっと聞かなければならないのですけれども……ああ、困った。

まず、それで1回終わります。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 今回の新型インフルエンザワクチンと予防接種法との関係でございますけれども、予防接種法についてはあくまでも法定ということで、先ほど申しあげましたインフルエンザ、季節性のインフルエンザのは法定で、予防接種法で規定されております。ただ、今回の新型インフルエンザについては、あくまでも法律で規定されているのではないというようなことからいまして、大変申しわけありませんですけども、今回任意の接種であるけれども、軽減措置については予防接種法に、と同様に考えていく、同様に取り扱うのだというようなことから、予防接種法ではちょっと細かいのですけれども、こういった法律で定められた接種法を臨時に行わなければならないというようなことの場合は、そういった国、あるいは道、そして市がそれぞれ負担をするということがございますけれども、今回はあくまでもこの予防接種法に、と同様な扱いをして、軽減の負担を図るということでございます。以上が大変申しわけありませんでしたけれども、予防接種法と、それから今回の新型インフルエンザの実施主体はあくまでも国であるということでございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 わかりました。つまり予防接種法に基づいているという話は、ちょっと違ったということですね。はい、わかりました。

そうならば、国が主体ということになるわけだと思うのですけれども、まず今までそれぞれの世帯、世帯というか、対象者というのが出てきていて、それから3,077人の細かい数字ってきっとあるのだと思うのです。そこを次にお伺いしたいのです。その優先順位の方々がいいのですけれども、できれば実態の数と非課税世帯あるいは生活保護の数がもし出ていれば。これ出ていますか、出ていればお伺いをしたいのですけれども。

それと、では2人の話、質疑の中からも出ていましたけれども、今学校、保育所中心に子供たちにとってはえらい勢いになっていて、かなり学級閉鎖、学校閉鎖が一回終わったかと思うと、またもう一回学校閉鎖になったりとか、相当大変な状況になっているなというふう思うのです。なぜまたこれ非課税世帯なのかなというの、どうしても最近こればかりなののですけれども、わからないのです、このところが。先ほどのまた実数を聞いて

ていくと、子供たちの数がどのぐらいなのかというのがつかめるから、次の質問ができるのですけれども、これできるならば、つまり季節性のインフルエンザですと、65歳以上の方々には軽減措置があるのです。私たちはたしか三千何百円払うのですけれども、65歳の方々は多分補助としては1,000円ちょっとの補助があるのだらうと思うのですけれども、季節性のインフルエンザではそういうふうになっていて、今回それ以上に大変な勢いで今大流行しているこの新型インフルエンザに対して、なぜそういうような、同じようなことが考えられなかったのかなと。つまりどうしたと云って、集団で動く子供たち、特に今回の新型インフルエンザというのは子供たちに広がる可能性が高いというお話もあるので、だとすれば集団でだれかがかかっていってしまえば、またすぐかかっていってしまう。今新聞では、何だか学級閉鎖、学校閉鎖が多くなってきているので、冬休みを短くしなければならぬのではないかと、教育としてはとっても大変な状況になっているというふうに思っていて、これ以上やっぱり子供たちに被害を及ぼすことはまずいのではないかなとも思うので、だとすれば子供たちが全員でも受けられるような方法ということが今回提案される前に考えられなかったのかなというふうには思うのです。もし考えていらっやったならば、それを国の実施要綱どおりにしようと思ってきた過程を少しお話しいただければなというふうに思っています。

それと、もう一つは、先ほどのお話の中で、非課税世帯の方々は券をもらいに來るのです。券を窓口でもらって、そこで確認をされて、非課税だとか生活保護だということで、今度券を持ってお医者さんのところ行くのです。これが子供たち一緒にワクチン打ちに行くのです。お金の払う段階になったら、その券を渡すということになるのです。これ何とかならないのかなというのが、多分こういう分け方したら、必ずそうなるのだらうと思うのです。証明していかなければならぬし、その方々はゼロですよ。それ以外だったら、2回接種するのなら6,150円ということになるので、だれでもかれでもということにはなっていないのもそうなのだけれども、きのうの社会経済委員会での話だったのですけれども、生活保護あるいは非課税世帯に限って火災報知機の、何というのですか、補助というのをやったのですけれども、なかなか設置をされる方がまだ対象者の1割ちょっとぐらいしかなくてという現状があって、そういう社会経済委員会でのうちちょっと話題になったのですけれども、何でだらうねと話になったときに、やっぱり自分が非課税世帯とか生活保護だということがわかるというのは、その窓口だけならいいです、市の職員だから、当然わかっているのだから。だけれども、それ以外でそれがわかるということがやっぱりつらいとか、そうしたくないとかという気持ちが出るのかなということなのです。つまりこれだといつたって、財政的に厳しい方々になるべくいい形をとろうというとってもいい施策だと思うのですが、その次に実際ではそれをしようと思ったときに何か違う影響が出てきてしまうのではないかなみたいな、余計な心配なのかもしれないのですけれども、そんなちょっと思いがあるのですが、やっぱりこれは確認していく上ではそ

うせざるを得ないのかどうか、もうちょっと何か違う方法ってないのかをお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 まず、対象者でありますけれども、優先対象者の数と、それから今回の軽減に該当する数を申し上げます。まず、医療従事者でありますけれども、768名を見込んでおります。ここにつきましては、仕事に従事ということで、まず非課税のカウントはしておりません。妊婦については138名が優先対象であり、そのうち44名が該当、軽減に該当する非課税世帯の方であると、151名中44名。基礎疾患を有する者につきましては1,357名が対象であり、そのうち軽減については620名が対象となっております。1歳から小学校3年生まででありますけれども、対象が1,299名、うち417名が軽減の対象人数でございます。1歳未満児の保護者でありますけれども、これにつきましては248名が対象であり、そのうち軽減については80名でございます。小学校の4年生から6年生、そして中学生、高校生については、対象者は1,471名、うち472名が該当に、軽減の該当になります。65歳以上につきましては、これは基礎疾患で優先されますので、65歳以上で基礎疾患を有する方を除く数でございますけれども、4,498名、うち1,444名が軽減に該当すると試算してございまして、合計で対象者については1万353名、うち助成の対象については3,077名という内訳でございます。

また、非課税の扱いでいきますと、子供さんにもと、何らかのそういった市の助成措置というご質問というか考え方でありますけれども、これについては先ほど申し上げたとおり、国に準じて市として実施をするということでご理解を賜りたいと存じます。

また最後に、福祉灯油なんかも現実問題そうでございます。非課税者の方については広報し、市民にお知らせをし、そしてまた申請をしていただいてということでございますけれども、これらについて何かよい方法はないかということでございますけれども、これについては繰り返しになりますけれども、やはり地方税法で、やはり課税、非課税、そういった税情報についてはあくまでも本人の申請に基づいてということにのっとっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 本当にもうどうしようもないのかなとは思いますが、今計算したのです。そうしたら、1歳児から高校生までだったら2,770人、そのうち非課税世帯の人を除いて大体2,000人ぐらいの人たちが子供たち。高校生までの子供たち、これ2,000人で6,150円。すると、大体1,200万ぐらい。市長、厳しいですか、やっぱり今の財政上。そうすれば、子供たちは1回は、2回はワクチンが打てるようになるのですけれども、こういうことはこれからは考えられないですか。僕は、心配なのは特に受験生なのです。これから冬休みも短くなるので、受験のときに新型インフルエン

がまた大はやりになってきたなんていうことになったら、一生に1度のことが、少なくともワクチン打てば、かかる可能性というのは大分削減されるのだと思うので、何かそういうことって我がまちではできなかったのかなと思うのですけれども、いや、さっきの1,200万、財源なかなか出てきませんか。あとは、ここだけで質問終わります。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 今小黑議員さんが言われたように市長という立場は大変苦しいございまして、かつて給食センターが生活保護、あるいは遵法の皆さんにいわば無料にするというときにも、本人に直接お金を渡すべきではないのか、そういういろんな議会で論議した経過あるので、大変子供さんがそのことによって卑屈にならないだろうか、ある子供さんは直接先生のところにお金を払っている、子供さんは、そうでない人は払っていないという、そういう議会で論議ありまして、今回の問題もなぜあのお子さんが無料なのだろうという、まさにその子供さんと一緒に父兄がついて病院で注射打つときの差というものが忍びがたいというのは全く小黑議員さんと私は同じで、ただ原則私は私自身の政策でやる場合は、これは無料だとか一部負担というものを考えた政策展開をしているのでありますけれども、今回のように国が主体になってやるのですというものに対する我々予算編成に当たっては考えていないということなのです。したがって、やってやりたいのはそうなのですけれども、そういう国の政策でやるものについて、これはこれだからやるのだ、こちらはこうだからやらないのだという選別はなかなか難しい要素は私は含んでいるのではないかなと。したがって、今回はそういう意味で忍びがたいけれども、お金というよりもそういう論点において、今回は国の基準に基づいて政策展開をしていくということとでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 2回目の答弁で訂正をお願いいたします。

対象者で、私妊婦を151名と申し上げましたけれども、妊婦については138名、基礎疾患を有する者、私1,357名と申しましたけれども、1,931名にご訂正をお願いいたします。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員 (登壇) 既に質疑されておりますので、私は2点についてちょっとお伺い、質問、質疑したいと思いますけれども、新型インフルエンザの発症で大変な事態をも憂慮するわけでありまして、非常に心配されているのはワクチンがさまざまな報道があったり、医療機関の人がありまして、あるお医者さんによれば副作用が大変なので、接種しないというような状況もあるのだと思うのです。それで、先ほどの答弁などに、あくまでも本人、本人の責任だよということになっているものですから、その辺が非常にこういう政策が、方針が出されても、先ほどお話あったように市民に徹底するというふう

にはならないし、受けてくださいというふうにもならないという変な中身なので、これは厚生省、国の僕は大きな責任だと思いますし、特に輸入ワクチンについてはさまざまな疑問が寄せられているということがあるというふうにも思うのですけれども、このあたり1つは砂川の医療機関やお医者さんなどのご意見をお聞きしたことがあるのかどうなのかちょっとお伺いしたいのが1つです。

それから、もう一つは、今小黒議員の質疑で中途半端になっておりましたけれども、市長は国の政策だから、自分のことでないと、ではないと言うのですけれども、しかし先ほど部長答弁ありますように近隣ずっと見ますと、まず皆さんは優先対象者を全員無料にするという自治体もあるし、あるいは子供は高校生まですべて無料にするという自治体もありますし、それから財政が困難だという市でも1,000円助成するとか、幾ら助成するとか、さまざまな施策はとられているのです。ですから、これは私は国の決めた今の砂川市の方針のほかには、市長のやっぱり考え方で実施できるのでないかと。特に僕は、小黒議員の言ったように子供さんについては、できれば高校生まで無料にしてほしいのですけれども、それでなくても、少なくとも中学生までと、そこは自治体の判断で財政事情もありますから、いろいろあるのですけれども、そのぐらいのことをしてあげるべきでないかなというふうに思うのですが、そんなお考えは全くないのかどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） ワクチンの関係であります。ご答弁申し上げましたとおり5,000万人分は輸入でということでございまして、それらについては地元の医師の意見というようなお話もございましたけれども、これについては地元というより厚生省を中心とする研究グループ、国のほうでそういった輸入ワクチンの取り扱いについてということで、輸入ワクチンにつきましては現時点では国内での使用経験、実績、臨床試験を除くのでありますけれども、そういった実績がないというようなことでもございますけれども、これはあくまでも輸入ワクチンについて国としては特例で承認をしていくのだということでもあります。しかしながら、特例承認であっても安全性、有効性などの確認をおろそかにするわけではなく、特例承認時までに確認できる国内外の安全性、有効性などのデータを踏まえて、薬事・食品衛生審議会での審議を経て、特例承認を与えるかどうか厚生労働大臣が決定するというところでございますから、これは国の機関でもってこれらの安全性を立証した上で接種するという考え方でございます。これが国から示されているものでございます。

続きまして、軽減の範囲の考え方でありまして、私近隣の状況という中でご答弁をさせていただきました。芦別市、滝川市、岩見沢市、美唄市、三笠市、夕張市、深川市につきましては砂川市と同様に、国と同様の軽減措置という状況であります。なお、赤平市につきましては、1歳から高校生までについては1回1,000円を補助すると。これ

については、課税世帯であっても高校生までは1回1,000円を補助するというございますから、2回であれば2,000円、6,150円になりますから、そのうちの2,000円は補助するというのが赤平市の実態でございます。また、歌志内市につきましては、1歳から高校生までについては全額補助をするということございますし、またその他の優先対象者については自己負担が1,000円で済むように2回であれば4,150円を補助するという状況が空知管内で赤平市、歌志内市の状況であり、残りの8市についてはそういった拡大はしていないという状況でありますけれども、この考え方につきましては先ほど市長の申し上げた考え方もございますし、また国が実施する方針ということにのっとった砂川市の考え方であるということでご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 第1点目の件は厚生省の話ですね。私は、市民部長や皆さんにどうということないのですけれども、やっぱり心配するのは薬害訴訟の問題もあったりして、だからかなり厚生省も敏感に、機敏、敏感になっているというか、いろんな問題を抱えているのだらうとも思うのです。本来であれば積極的に接種して新型インフルエンザを予防するというのが基本になるはずなのだけれども、なかなかその辺があいまいだということに大きな問題があるなというふうに私は考えております。

2つ目の問題では、これは議案が提案されていますから、今さらどうということにはなりませんけれども、ただ、今部長は市のことだけ言いましたけれども、この近くのまちはほとんど子供たちは無料なのです。お隣も、その隣も、北空知のまちなみなそういうふうなことになるものですから、ただ、だから隣のまちの子は無料で、うちはどうかと、こうなるのです。だから、さっきこれ小黒議員が言われましたように、すべて無料にするということはなかなかできませんけれども、せめて子供たち、できれば高校生まですけれども、少なくとも中学生までぐらいはやっぱり市の施策として無料化をしてあげることが、あと受ける、受けないは保護者の皆さんの接種するか、しないか、それにかかわってくるなと思いますけれども、施策としてはそういうことをきちっと打ち出していくことが必要でないかと思いますが、そのようなお考えは全くないのかどうなのか再度市長にお伺いします。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) 今市民部長が答弁したように空知10市のうち2市だけが一応の補助するというございますから、ただ8市、砂川を含めて8市はしていないということなのです。今のような国が新たな政策を用いてやったものについて、どの部分が市町村がやるべきかどうかというのは、相当慎重にやらなければならないものだとは思ったのです。例えば今生活保護の母子加算の問題も出ております。母子加算が一時廃止になりましたけれども、ことしの10月からでしょうか、新たに母子加算が出てくる。これは、新たに国

の政策でやるにもかかわらず、市町村に負担を強いてくることなのです。ですから、それではこれを今までどおりに母子加算分は出さなくていいのかどうかという問題があるので、したがってそういう全体的な問題を考えながら、国の政策と市とどういう問題についてはどうやるべきなのかというのは大変難しい実は問題だと思うのです。ですから、決してお金がある、なしということではなくて、どの分をどうやってやるかということはやっぱり慎重に事を配しなければならないと。したがって、今回はそういうことで、これは今回はやれないと、断念せざるを得ないということで今回しております。私ども初めからだめだと言うつもりはなくて、ただ市の状況、空知、特に10市の状況調べながら、今回予算にどうすべきかと相談した結果、このような言ってみれば2割しか10市ではやっていないという経過から今回見送ったということなのです。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 これ以上言っても、この場では変わらぬと思うのです。ただ、全道の今町村、それから市町村、市も含めて、いろいろ今市長から言われたように苦慮して、そしてまだ始まったばかりですから、徐々にそういう助成の、援助の方法、方向も拡大しつつあるのです。まだすべての議会が終わったわけでもありませんし、それでこれから臨時会でやられるところもあるのですけれども、さまざまな検討がされていて、提案されているというふうに思いますので、私はぜひ先ほど市長そう言うのであれば、全道などの市の、市町村の動向なども見ていただいて、私どもとしてはぜひやはりせめて子供たちは安心してできるような体制をとっていただきたいというふうに思いますので、そのことだけを申し上げて終わります。

○議長 北谷文夫君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で日程のすべてを終了しました。

これで平成21年第4回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午前 11時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年10月28日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員